

## **[事案 23-11] 転換契約無効確認請求**

・平成 24 年 3 月 26 日 和解成立

### **<事案の概要>**

転換に際し、終身保険部分が無くなる等、十分な説明がなく、設計書等ももらわなかったとして、転換契約の取消しおよび転換前契約の復旧を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 18 年 1 月に、転換前契約（終身保険）から転換後契約（利率変動型積立終身保険）への転換に際し、募集人から、月々 2000 円の保険料アップで入院 1 日目から日額 1 万円が給付される契約になると説明されて手続をしたが、終身保険部分が無くなるとの説明や介護保障付の保険であることの説明は一切受けていない。また、提案時に設計書や契約のしおりを渡されておらず、後に貰った一件書類には、「ご契約のしおり」「重要事項のお知らせ」のみが封筒に入っていた。よって、適切な手続を行っていないので、転換契約を取消し、転換前契約に戻してほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求には応じられない。

- ①募集人は、転換に際して、設計書等にて転換内容を説明し、申立人は「契約申込書」に自署・押印している。「ご契約のしおり」「重要事項のお知らせ」については、申込時ではなく、診査時に手交しており、手続としては不適切ではあるものの、契約申込みプロセスの中で手交しているものであり、契約の有効性に影響するものではない。
- ②転換後 5 年半近くが経過し、その間「保険証券」や毎年の「お知らせ」にて契約内容を通知している。また、契約有効を前提に、給付金支払いや多数回の積立金の引き出し経緯があり、契約は現在も有効に継続している。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会は、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容および申立人の事情聴取の内容にもとづいて審理した結果、以下の理由から和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意を得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人の法的な主張は、明らかではないが、消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）、4 条 2 項（不利益事実の不告知）及び民法 95 条（錯誤）の主張と解し、以下この点について検討する。
- (2) 本件においては、以下の事実が認められる。

申立人は、平成 5 年に当初契約を締結、平成 15 年に同契約を更新し（転換前契約）、平成 18 年 1 月、申立契約に転換した。転換にあたり、申立人は「契約申込書」に自署しており、ご契約のしおり等の受領欄に押印しているが、保険会社はご契約のしおり等については、後日の診査時に募集人が申立人に交付していることを認めている。

なお、申立人は、多数回の積立金の引き出しや給付金の支払を受けている。

(3) 申立人の主張する錯誤の内容は以下のとおり。

- ① 転換により、終身保険がなくなってしまうことの説明がなかったため、終身保険は継続したままだと思っていた。
- ② 転換後契約では、月々2000円の保険料アップで、入院1日目から給付される保険に切り替えられると思ったが、実際は、保険料は下がっており、当初から転換前契約は、入院1日目から給付される保険であった。
- ③ 介護保険が付いているとの説明がなく、付いているとは、思わなかった。

(4) (3) の錯誤について、仮に要素の錯誤【注】であったとしても、以下のとおり、重大な過失【注】があった可能性が高いと思われる。

- ① 申立人は、契約締結前に、設計書、保障内容見直しの提案書（「転換制度」ご利用）等の交付を受けていないと主張しているが、保険会社から提出された確認報告書等によると、ご契約のしおり等は受領していないものの、提案書は受領していることを確認していることから、申立人は、提案書の交付は受けていたものと判断できる。
- ② また、申立人が自署している契約申込書には、保険種類の欄に「新介護逡減定期保険特約」との記載があり、「その他の申込内容・追加欄」に「転換特約を付加します。転換価格のうち30%を、新介護定期保険特約の責任準備金等に充当します。」との記載がある。
- ③ よって、募集人より提案書の提示による説明を受け、申込書を記入する際に内容を確認すれば、錯誤に陥ったと主張する上記(3)の各事実について、容易に知ることができたと思われる。

(5) また、前項に記載した事実によると、募集人が消費者契約法違反の募集を行った事実は、認定できない。

(6) しかしながら、一方で、保険会社提出の書面から、募集人の勧誘行為には、①医療保障特約の内容は殆ど変わっておらず、給付金の日額は、当初の転換前契約から1万円であり、募集人が当時適切な説明をしたのかが、疑わしいこと、②募集人が申立人の要望に沿わない契約転換の提案をした可能性があることなどの点において、相当程度の問題がある。

【注】「要素の錯誤」とは、法律行為の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者はもちろんのこと、通常人においても、意思表示をしなかったであろうことを意味する。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることです。